

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ. 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的以外の有価証券

市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価

②出資金

市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資金の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

また、公益法人等への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がない等の理由により附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 8 年～50 年

工作物 6 年～60 年

物品 2 年～20 年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）なし

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込み額を計上しています。長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込み額を計上しています。

※ 水道会計以外：洗替法 水道会計：差額補充法

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち島原市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っていきます。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支尻（本年度末資金残高）に本年度末歳計外現金残高を加えたもの（本年度末現金預金残高）は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は、見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産とし計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

③ 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

ただし、水道事業特別会計については税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等（平成 29 年度における変更点）

(1) 会計処理、手続の変更

なし

(2) 表示方法の変更

なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重要な災害等の発生

なし

- (5) その他の重要な後発事象
なし

4 偶発債務

- (1) 補償債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））
なし
- (2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
なし
- (3) その他重要な偶発債務
なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の会計区分は以下の通りです。

会計名称	区分	連結の方法	比例連結割合	会計区分	
一般会計	地方公共団体	全部連結	-	一般会計	全体会計
国民健康保険事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-		
温泉給湯事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-		
後期高齢者医療特別会計	地方公共団体	全部連結	-		
島原市水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	-		
長崎県市町村総合事務組合(退職手当事業)	一部事務組合	比例連結			連結会計
長崎県市町村総合事務組合(消防補償事業)	一部事務組合	比例連結			
長崎県市町村総合事務組合(非常勤公務災害補償等事業)	一部事務組合	比例連結			
長崎県市町村総合事務組合(公立学校区公務災害事業)	一部事務組合	比例連結			
長崎県市町村総合事務組合(市町村会館管理事業特別会計)	一部事務組合	比例連結			
長崎県市町村総合事務組合(市町村会館馬町別館管理事業特別会計)	一部事務組合	比例連結			
長崎県市町村総合事務組合(交通災害共済事業特別会計)	一部事務組合	比例連結			
長崎県後期高齢者広域連合(一般会計等)	一部事務組合	比例連結			
県央県南広域環境組合	一部事務組合	比例連結			
島原地域広域市町村圏組合(一般会計)	一部事務組合	比例連結			
島原地域広域市町村圏組合(介護保険事業特別会計)	一部事務組合	比例連結			
長崎県病院企業団(島原病院分)	一部事務組合	比例連結			
島原市土地開発公社	地方三公社	全部連結	-		
島原市教育文化振興事業団	第三セクター等	全部連結	-		
株式会社 島原観光ビューロー	第三セクター等	全部連結	-		

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	— %
連結実質赤字比率	— %
実質公債費比率	3.9 %
将来負担比率	— %

⑤ 繰越事業に係る将来支出予定額

繰越明許費繰越額 (一般会計) 274,129 千円

⑥ 過年度修正等に関する事項

なし

(2) 貸借対照表に係る事項

① 会計基準へ変更したことによる影響額等

ア. 財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ. 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

② 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア. 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ. 内訳

事業用資産 136,263 千円

土地 136,263 千円

平成 30 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

③ 減価償却費について直接法を採用している科目

一般会計等

なし

全体会計

なし

④ 減債基金に係る積立不足額

なし

⑤ 基金借入金（繰替運用）

歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っています。

⑥ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

ア. 標準財政規模	11,583,026千円
イ. 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,557千円
ウ. 将来負担額	24,104,064千円
エ. 充当可能基金額	6,522,422千円
オ. 特定財源見込額	2,885,572千円
カ. 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	16,491,784千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額

なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

一般会計等

397,917千円

全体会計

605,754千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	21,682,463千円	21,375,090千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	—	—
資金収支計算書	21,682,463千円	21,375,090千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としています。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

一般会計等

資金収支計算書

業務活動収支	741,256千円
投資活動収支の国県等補助金収入	1,158,010千円
未収債権額の増加	340,775千円
未収債権額の減少	△352,892千円
資産売却益	10,841千円
資産除売却損	△2,538千円
賞与引当金繰入額（増減額）	△34,338千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	△271,598千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△10,238千円
減価償却費	△1,564,405千円
その他増減	△37,048千円
純資産変動計算書の本年度差額	△22,175千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一般会計等

一時借入金の限度額	3,000,000千円
一時借入金に係る利子額	68千円

全体会計

一時借入金の限度額	3,200,000千円
一時借入金に係る利子額	68千円

⑤ 重要な非資金取引

なし